

平成 27 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 日創プロニティ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 石 田 徹
本 社 所 在 地 福岡県福岡市南区向野一丁目 15 番 29 号
コード番号 (3440 Q-Board)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 西 川 新 二
TEL092-552-3749

調査委員会の調査報告書受領と当社の対応方針について

当社は、平成 27 年 3 月 13 日付け「当社従業員による不正行為のお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社元従業員による不正行為につき、客観的かつ独立した公正・専門的な立場から事実関係の徹底した調査・検証と有効な再発防止策を策定するため、調査委員会を設置し調査を行ってまいりました。そして、本日開催の取締役会において、調査委員会から調査報告書を受領しその報告を受け、再発防止策等について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この度は、株主・投資家の皆様をはじめ、市場関係者及び取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 調査委員会の組織

調査委員会

委員長 有吉 修	当社常勤社外監査役（独立役員）
委員 白垣 政幸	当社社外取締役（独立役員）弁護士
委員 広瀬 隆明	当社社外監査役（独立役員）公認会計士
委員 大松 健	当社社外監査役（独立役員）公認会計士

2. 調査委員会による調査結果

調査委員会による調査結果は、別添の調査報告書のとおりであります（取引先名及び個人名につきましては、匿名としております）。調査委員会では、当社元従業員（以下「A」という。）の供述に基づき、その供述の裏付けをとるため、①会計帳票、社内保管証憑の調査、②パソコンデータの調査、③A個人の金融機関通帳の調査、④対策本部に対するヒアリング、⑤取引先に対するヒアリング、⑥Aに対するヒアリング、⑦役職員に対するヒアリング及び⑧類似事象の調査を実施することにより、調査報告書を作成しております。不正行為の概要は以下のとおりであります。

不正行為の概要

Aは、平成 25 年 12 月から平成 27 年 1 月にかけて、自身が担当する取引先関連の注文書や請求書等を偽造し、売上金の横領及び未承認取引等を行ってまいりました。当該不正行為は次のとおり 3 類型に分類でき、その不正行為額は 36,749 千円であります。なお、Aについては、平成 27 年 4 月 13 日付けで懲戒解雇処分となっております。

（1）売上金の横領

Aは、平成 26 年 3 月から平成 26 年 11 月にかけて、新規取引先の注文書と請求書を

偽造し、新規取引先からA本人の銀行口座に販売代金を振り込ませ、8,500千円を横領しておりました。なお、当該横領金については、平成27年3月16日付けで全額を回収しております。

(2) 不正相殺処理

Aは、平成26年10月から平成26年12月にかけて、架台工事の遅延損害によるとする取引先からの請求書と当社が有する通常の売上債権を、取引先からの依頼により無断で相殺承認し、18,419千円の売上債権を滞留させておりました。

(3) 未承認取引等

Aは、平成25年12月以降、未承認の値引や未承認の部材提供を行うなどして、9,829千円の損害及び売上債権の滞留を発生させておりました。

3. 当社の業績に与える影響

金額的かつ質的重要性の観点から、本件不正行為が過年度の決算に与える影響は軽微と判断し、平成27年8月期第2四半期決算において必要な経理処理を行い、平成27年8月期第1四半期以前の決算訂正は行わないことといたしました。なお、横領金については既に全額を回収しており、本件不正行為に伴う同第2四半期決算における税引前当期純利益の減少影響額は16,101千円であります。

4. 平成27年8月期第2四半期報告書の提出及び平成27年8月期第2四半期決算短信の開示

当社は、平成27年4月8日付で監査法人から四半期レビュー報告書を受領したことから、本日、平成27年8月期第2四半期報告書を福岡財務支局へ提出すると同時に平成27年8月期第2四半期決算短信を開示いたしました。

5. 再発防止に向けた取り組み

今回の元従業員による不正行為という事実を厳粛に受け止め、調査委員会の調査結果及び再発防止策の提言等を踏まえ、以下のとおり再発防止策の実行に取り組んでまいります。

(1) 内部統制の強化

下記事項を改善するため、本日、社内規程及び内部統制の手続き等を一部改定し、周知徹底を図りました。

- ① 注文請書の発行の徹底
- ② 請求書の直接送付の徹底
- ③ 滞留債権の管理強化
- ④ 業務分担の見直し

(2) コンプライアンス教育の定期的な開催

本件不正行為が発生しましたことは、コンプライアンスについての教育、研修が不十分であったと反省しております。役員及び従業員に対し、再度、法令順守の意識を高めるため、教育研修を実施し、不正を許さない企業風土づくりに取り組んでまいります。

(3) セキュリティシステムの導入

社内情報の情報管理を強化するため、サーバーやパソコンに保存しているデータの記録媒体へのコピーを制限するソフトウェアの導入や電子メールを送信する際のルールの徹底に取り組んでまいります。

(4) 内部通報制度の周知徹底

当社では、平成 21 年 6 月 12 日付けで内部通報制度運用規程を制定し、その窓口は、当社非常勤社外取締役（独立役員・弁護士）としておりますが、その周知徹底が不十分であったため、従業員等の保護とともにリスク情報を吸い上げる重要なチャンネルとして、またコンプライアンス意識を高める意味において、再度、内部通報制度の周知徹底を図りました。

6. 法的措置について

本件不正行為を行った元従業員に対し、必要かつ適切な法的措置をとることを予定しております。

7. 経営責任について

本件不正行為が行われたことにより当社の信用を毀損したことを厳粛かつ真摯に受け止め、経営責任を明確にするため、本日、以下の期間にわたり月額報酬の 10%を減額することに決定いたしました。

代表取締役会長	期間 5 ヶ月（平成 27 年 4 月分より）
代表取締役社長	期間 5 ヶ月（同上）
専務取締役	期間 3 ヶ月（同上）
常務取締役	期間 1 ヶ月（同上）
取締役（2 名）	期間 1 ヶ月（同上）

8. 今後の対応

当社は、今回の調査結果を真摯に受け止め、全社一丸となって改善に努め、信頼の回復を図ってまいりますので、ご理解とご支援・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上

日創プロニティ株式会社
取締役会 御中

調査報告書

調査委員会

委員長	有吉	修
委員	白垣	政幸
委員	広瀬	隆明
委員	大松	健

平成 27 年 4 月 14 日

目次

1	調査の概要	1
(1)	調査委員会設置に至る経緯	1
(2)	調査の目的	1
(3)	当委員会の構成	1
(4)	調査方法等	2
①	調査期間	2
②	調査対象とした取引期間	2
③	調査方法	2
2	調査結果	4
(1)	本件不正行為の概要	4
(2)	発覚に至った経緯	4
(3)	本件不正行為の実行期間と関係者	4
(4)	本件不正行為において偽造した書類とその偽造手口	5
①	見積書	5
②	注文書、滞留債権の支払予定表	5
③	請求書	5
④	相殺領収証、詫び状	5
⑤	監査法人発行の残高確認書	5
(5)	本件不正行為の詳細	6
①	売上金の横領	6
②	不正相殺処理	7
③	未承認値引き	8
④	部材の無償提供	9
⑤	取引先未承認案件の不正受注処理	10
⑥	取引先が発注を保留している案件の不正受注処理	11
(6)	本件不正行為の金額	12
(7)	内部監査の実施状況	12
(8)	類似事象の有無についての全社調査	12
3	本件不正行為が発生するに至った問題点	13
(1)	受注業務	13
①	注文書の偽造	13
②	注文書の取得	13
(2)	請求業務	13
(3)	滞留債権管理業務	13

4	再発防止策についての提言	14
(1)	内部統制の強化	14
①	注文書の取得と注文請書の発行	14
②	請求書の直接送付の徹底	14
③	売掛金の滞留債権管理強化	14
④	業務分担の見直し	14
(2)	コンプライアンス教育の定期的な開催	14
(3)	セキュリティシステムの導入	15
(4)	内部通報制度の周知徹底	15

1 調査の概要

(1) 調査委員会設置に至る経緯

平成27年2月、日創プロニティ株式会社（以下、「日創プロニティ」という。）による売掛金残高精査の過程において、営業部東日本営業課東京営業所（以下、「東京営業所」という。）の元従業員（以下、「A」という。）が、自身が担当する取引先宛の請求書等を偽造し、売上金の横領、自身のミスの隠蔽等を行っていること（以下、書類偽造に伴う不正行為を総称して「本件不正行為」という。）が判明した。

これを受けて、日創プロニティ取締役会は、専門的かつ客観的な見地から、事実関係の調査分析を行うとともに、類似事象の有無の確認を行う必要があると判断し、平成27年3月13日に開催された日創プロニティ取締役会において、日創プロニティ常勤社外監査役を委員長とした調査委員会（以下、「当委員会」という。）を設置することを決議した。

(2) 調査の目的

当委員会の目的は以下のとおりである。

- ・ 本件不正行為に関する事実関係の調査分析
- ・ 類似事象の有無の調査
- ・ 本件不正行為が発生するに至った業務の問題点の調査分析
- ・ 再発防止策の検討及び提言

(3) 当委員会の構成

委員

委員長	有吉 修	日創プロニティ常勤社外監査役（独立役員）
委員	白垣 政幸	日創プロニティ社外取締役（独立役員） 弁護士
委員	広瀬 隆明	日創プロニティ社外監査役（独立役員） 公認会計士
委員	大松 健	日創プロニティ社外監査役（独立役員） 公認会計士

調査補助者

日創プロニティ取締役1名、実務担当者数名

(4) 調査方法等

① 調査期間

当委員会は、平成 27 年 3 月 13 日から平成 27 年 4 月 8 日までの間、本件不正行為に関する調査を行った。

② 調査対象とした取引期間

A は、平成 24 年 2 月に入社し東京営業所に配属されて現在に至っているため、当委員会は、平成 24 年 2 月以降平成 27 年 2 月の間の全期間を調査対象とした。

③ 調査方法

a. 会計帳票、社内保管証憑との調査

本件不正行為では、売上金の横領や自身のミスの隠蔽を行うために取引先宛の請求書の偽造が行われている。したがって、当委員会は、経理データの分析を行うとともに、売掛金の回収に伴う銀行取引明細の内容精査及び取引先保管の偽造された請求書と社内保管証憑等の照合を行い、本件不正行為の事実関係の調査を実施した。

b. パソコンデータの調査

A が本件不正行為を行う際に使用したパソコンのデータについて、メールや偽造書類のデータの精査を行い、事実関係の把握のための調査を実施した。尚、パソコンデータに関しては証拠隠滅のためにデータを消去している形跡が確認されたため、外部機関を利用してデータの復元を行っている。

c. A 個人の金融機関通帳の調査

横領の事実確認などを目的として、A の同意を得た上で、A 個人の金融機関通帳を調査した。

d. 対策本部に対するヒアリング

日創プロニティでは、本件不正行為発覚後、平成 27 年 2 月 23 日付けで調査を目的とした対策本部を設置している。当委員会は、対策本部に対するヒアリングを実施し、先行して行われていた調査内容について情報共有を行った。

e. 取引先に対するヒアリング

当委員会は、本件不正行為の把握及び日創プロニティ保管証憑だけでは確認できない事実の調査を目的として取引先へのヒアリングを実施した。

f. Aに対するヒアリング

当委員会は、本件不正行為を行った経緯及び動機の把握を目的としてAに対してヒアリングを実施した。

g. 日創プロニティの役職員に対するヒアリング

当委員会は、本件不正行為の把握及び本件不正行為を可能とした業務環境の把握を目的として、本件不正行為に関係する売上処理及び請求処理を担当する営業部、滞留債権管理を担当する管理部、内部監査を担当する経営企画室に対するヒアリングを実施した。

h. 類似事象の調査

当委員会は、本件不正行為と直接的な関係はないが日創プロニティにおいて本件不正行為以外に類似の不正行為の事実がないかを確認することを目的として、全営業担当者に対し平成 27 年 2 月末の売掛金残高の内容について、書面による調査を行った。また、書面調査ののち追加調査が必要なものに関してはヒアリングを実施した。

2 調査結果

(1) 本件不正行為の概要

東京営業所に所属するAが、平成25年12月から平成27年1月の約1年の間に様々な書類の偽造を行い、下記に記載する本件不正行為を行っていた。

- ・売上金の横領
- ・不正相殺処理
- ・未承認値引き
- ・部材の無償提供
- ・取引先未承認案件の不正受注処理
- ・取引先が発注を保留している案件の不正受注処理

(2) 発覚に至った経緯

平成26年12月24日、日創プロニティは、取引先甲社（以下、「甲社」という。）の滞留債権に関して、営業担当者であるAを通して、甲社から今後の支払予定表を入手した。

しかし、支払期日に入金が確認できなかったため、平成27年2月6日、東京営業所長（以下、「所長」という。）がAに連絡するように指示したところ、一向に連絡する気配がなかったため、所長が直接甲社に連絡したところ、滞留債権の認識に差異があることが発覚した。このことについて、同日、Aに事実確認を行ったところ、甲社から入手したはずである支払予定表の偽造を認めた。

その後、平成27年2月7日から2月16日にかけて、Aへのヒアリング及びパソコンデータの調査を行う中で、甲社と取引先乙社（以下、「乙社」という。）の一部取引に不正処理の形跡が確認されたため、平成27年2月17日、Aに事実確認を行ったところ、注文書及び請求書の偽造、売上金の横領等を認めた。

(3) 本件不正行為の実行期間と関与者

Aが入社した平成24年2月以降を対象として、経理データの分析及びパソコンデータの調査を行った結果、平成25年11月以前において不正行為は確認されなかった。その後に行ったAに対するヒアリングの内容と調査結果が一致したため、本件不正行為は平成25年12月から平成27年1月において実行されたものであると判断した。

また、パソコンデータの調査、後述する類似事象の有無についての全社調査において、本件不正行為に組織的な関与が疑われる事実は検出されなかった。さらに、上記の調査後に実施したAへのヒアリング、役職員に対するヒアリングにおいても、本件不正行為は単独行為であり、組織的な関与がないと確認された。

(4) 本件不正行為において偽造した書類とその偽造手口

① 見積書

Aは、別の書類から上長印押印箇所を切り貼りし、見積書を偽造した。

② 注文書、滞留債権の支払予定表

Aは、別の書類から取引先の社印押印箇所を切り貼りし、日創プロニティ宛の注文書及び滞留債権の支払予定表を偽造した。

③ 請求書

Aは、本社から直接郵送している取引先宛の請求書に関して、請求書の発行送付業務を担当する営業部営業管理課（以下、「営業管理課」という。）担当者に対して、取引先からの指示を装い請求書原本の郵送停止と当該請求書を持参する旨を連絡した。その後、メールにて請求書のPDF化されたデータを入手し、偽造した請求書に差替え取引先に提出した。

④ 相殺領収証、詫び状

Aは、別の書類から日創プロニティの社印押印箇所を切り貼りし、取引先宛の相殺領収証及び詫び状を偽造して、甲社に提出した。

⑤ 監査法人発行の残高確認書

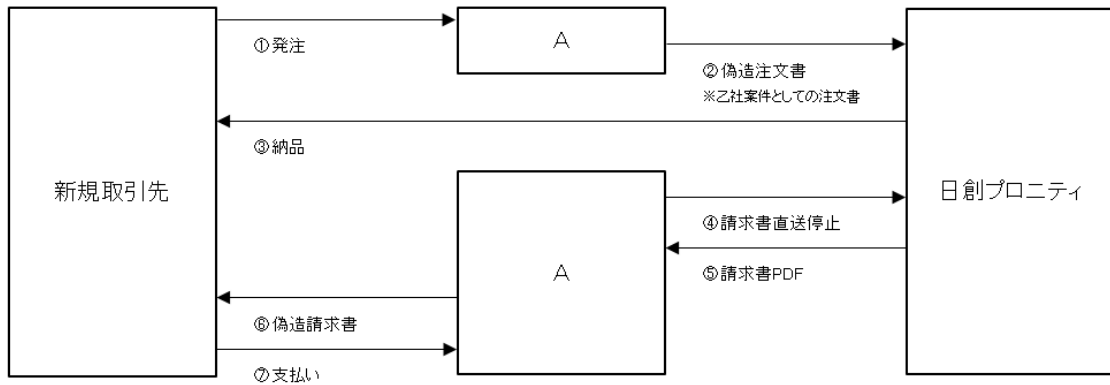
監査法人から直接甲社に発送されている残高確認書に関して、Aが甲社に出向き、A本人が残高明細を全額として記載したのち、甲社担当者に甲社印を依頼し、甲社担当者が監査法人に返送した。

(5) 本件不正行為の詳細

① 売上金の横領

◆詳細

Aは、平成26年3月から4月にかけて、新規の取引先2社（以下、「新規取引先」という。）を開拓した。Aは、新規取引先より注文書を受領していたが、その受注案件に関しては、乙社からの注文として注文書を偽造し、日創プロニティに提出した。その後、Aは営業管理課より乙社宛の請求書入手し、乙社と新規取引先に分割して請求書を偽造し郵送した。さらに新規取引先宛の請求書にはA個人の金融機関の口座を記載し、売上金の入金口座を装うことで、売上金の横領を行った。この売上金の横領は、A個人の金融機関の口座に振り込まれる形で、平成26年3月24日、4月30日、7月31日、9月30日、11月28日の計5回行われている。



◆日創プロニティの被害

前述した手口により、Aは日創プロニティに対して8,500,440円の損害を与えている。尚、平成27年3月16日に日創プロニティの普通口座に全額返金している。

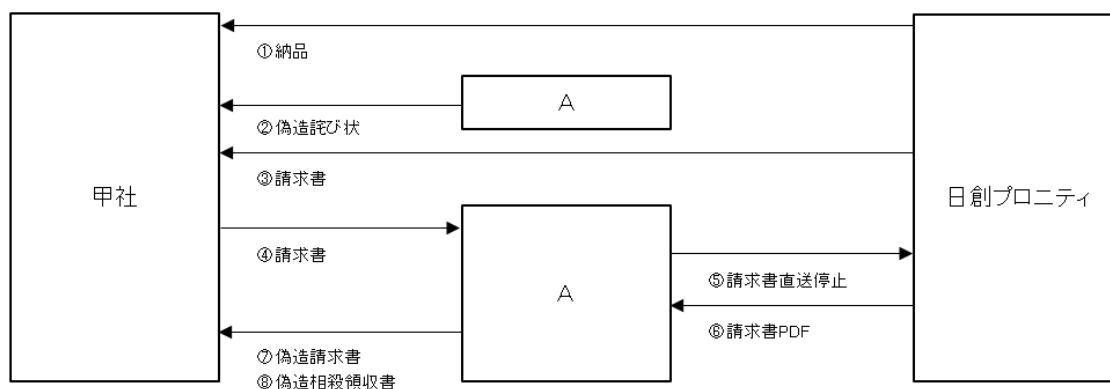
◆動機

Aは本件不正行為の動機について、「住宅ローンの返済、借入金の返済等に充てた。」と述べている。

② 不正相殺処理

◆詳細

Aは、平成26年6月25日、甲社の納品済み案件において、本来は甲社の図面承認の遅れが納品遅延の直接原因であり、日創プロニティの手続きとしては問題のない取引であったにもかかわらず、甲社担当者の求めに応じて、平成26年4月の予定であった納期が平成26年7月になってしまう大幅な製品の納期遅延が発生したかのように装い、甲社に日創プロニティ名義の偽造した詫び状を提出した。その後、当該案件の請求書は営業管理課から直接甲社へ送付されたが、平成26年10月6日、Aは甲社から工事の遅延損害によるとする請求書を受領したことにより、平成26年11月締め分の請求書を営業管理課より入手し、当該案件を相殺とした請求書を偽造し、請求書を郵送した。その後、平成26年12月4日、甲社からの相殺領収証の提出を求められ、平成26年10月31日を相殺日とした領収証も偽造し提出している。



◆日創プロニティの被害

前述した手口により、日創プロニティにおいて18,419,832円が滞留債権となっている。

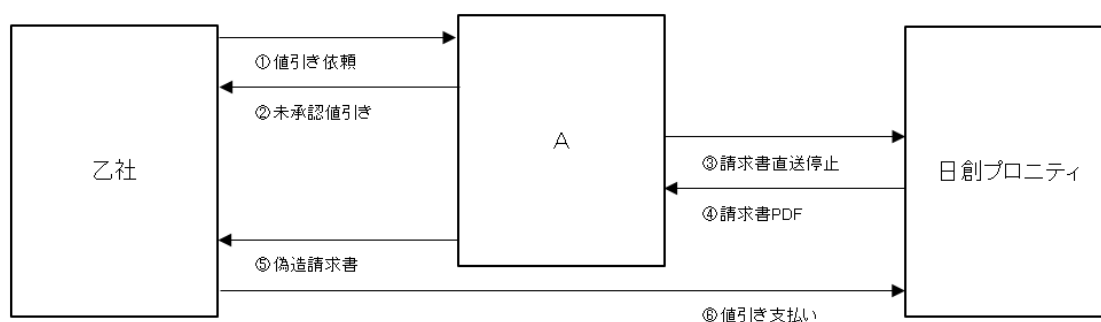
◆動機

Aは本件不正行為の動機について、「納品遅延の原因は自分にはないと考えていたが、当時は忙しく、普段から甲社担当者には意見が言えない状況が続いており、今後の取引に影響すること、解決までに時間がかかることを恐れて、相手の要求通りにその場しのぎでの処理をして社内に対して隠蔽してしまった。」と述べている。

③ 未承認値引き

◆詳細

乙社の納品済み案件において、平成26年2月8日から14日にかけて発生した首都圏における大雪を起因とする被害が発生した。当該案件の請求書は営業管理課から直接乙社へ送付されたが、Aは大雪被害が発生したことにより乙社から値引きの打診を受けたため、大雪被害発生後の請求書を営業管理課より入手し、当該案件を値引きとした請求書を偽造し郵送した。この未承認値引きは、平成26年5月締め、6月締め、8月締め、12月締めの請求書を偽造する形で、計4回行われている。



◆日創プロニティの被害

前述した手口により、Aは日創プロニティに対して3,899,450円の損害を与えている。

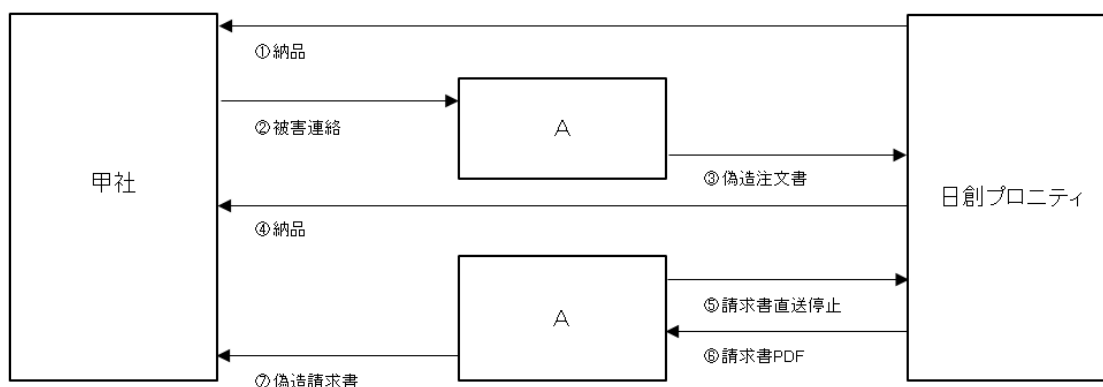
◆動機

Aは本件不正行為の動機について、「大雪による被害について乙社から報告を受けた段階で、上司の承認を得ずに、値引きの価格での提供を乙社に話してしまった。事後でも報告して承認を取ればよかったと思うが、取引先をコントロール出来ない人間との評価をされることを恐れて実行した。」と述べている。

④ 部材の無償提供

◆詳細

甲社の納品済み案件において、平成 26 年 2 月 8 日から 14 日にかけて発生した首都圏における大雪を起因とする被害が発生し、部材の交換が必要となった。日創プロニティは大雪被害の事実を把握後、現地調査を実施し、製品の設計には問題なく、想定外の天候が原因であるとする専門家による報告書を提出していたが、平成 26 年 11 月 17 日、A は注文書を偽造して、甲社に対して、補修部材を納入した。その後、A は平成 26 年 12 月締めの請求書を営業管理課より入手し、補修部材の明細を削除した請求書を偽造し郵送した。



◆日創プロニティの被害

前述した手口により、日創プロニティにおいて 1,989,360 円が滞留債権となっている。

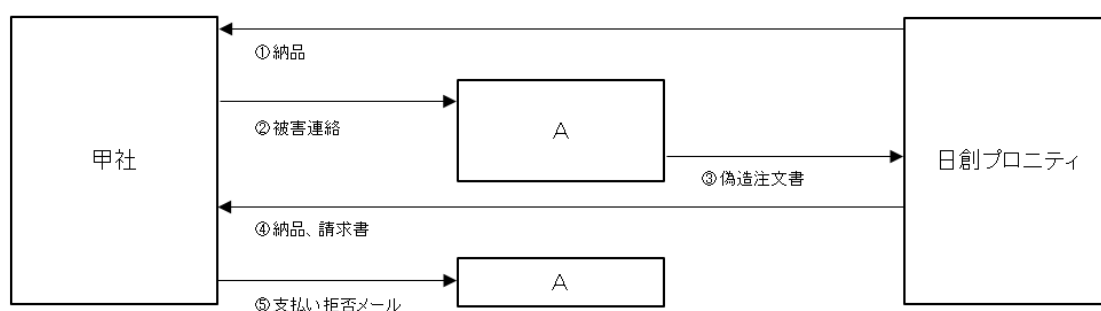
◆動機

A は本件不正行為の動機について、「甲社指定の納期に間に合やすことを優先し実行した。また、継続して受注をもらいたかった気持ちもある。」と述べている。

⑤ 取引先未承認案件の不正受注処理

◆詳細

甲社の納品済み案件において、平成 26 年 2 月 8 日から 14 日にかけて発生した首都圏における大雪を起因とする被害が発生し、部材の交換が必要となった。日創プロニティは大雪被害の事実を把握後、現地調査を実施し、製品の設計には問題なく、想定外の天候が原因であるとする専門家による報告書を提出していたが、平成 26 年 5 月 12 日、A は取引先が未承認のまま注文書を偽造し、日創プロニティに当該部材を製造出荷させた。当該案件の請求書は営業管理課から直接甲社へ送付されたが、甲社としては注文書を提出しているわけでもなく、納品された案件は未承認であるとして、支払いは行われていない。



◆日創プロニティの被害

前述した手口により、日創プロニティにおいて 3,308,774 円が滞留債権となっている。

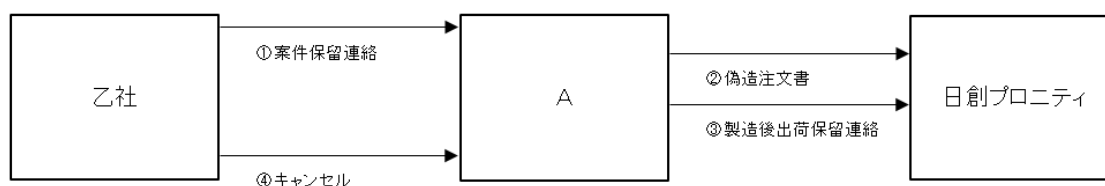
◆動機

A は本件不正行為の動機について、「口頭発注をもらったと認識しており、正規の注文書を待っていては、納期に間に合わないと考えて実行した。」と述べている。

⑥ 取引先が発注を保留している案件の不正受注処理

◆詳細

Aは、平成25年12月11日、12月17日、乙社が発注を保留していた2案件において、注文書を偽造した。Aは、乙社からの注文書を待って、出荷する予定であったが、発注保留が続いており、その間は日創プロニティに対し、取引先都合により出荷保留との連絡を複数回入っていた。尚、対策本部による取引先の聞き取りにより、案件はキャンセルとなっており、製造された製品は滞留在庫となっている。



◆日創プロニティの被害

前述した手口により、Aは日創プロニティに対して631,654円の損害を与えている。

◆動機

Aは前項⑤と同様の動機を述べている。

(6) 本件不正行為の金額

前述の「(5)本件不正行為の詳細」に記載されている不正処理額は、一覧にすると次のようになる。

(単位：円)

本件不正行為	平成 26 年 8 月期	平成 27 年 8 月期	総額
① 売上金の横領	5,839,320	2,661,120	8,500,440
② 不正相殺処理	-	18,419,832	18,419,832
③ 未承認値引き	3,732,590	166,860	3,899,450
④ 部材の無償提供	-	1,989,360	1,989,360
⑤ 取引先未承認案件の 不正受注処理	3,308,774	-	3,308,774
⑥ 取引先が発注を保留して いる案件の不正受注処理	631,654	-	631,654
合計	13,512,338	23,237,172	36,749,510

(7) 内部監査の実施状況

日創プロニティでは、経営企画室所属として内部監査人を1名選任している。内部監査人は、専任業務として内部監査を行っており、前事業年度末に作成される年次計画に基づく業務監査と内部統制監査を実施している。

具体的には平成27年1月19日から1月23日における業務監査の中で、滞留債権の確認が実施されており、監査において本件不正行為にかかる甲社及び乙社の滞留債権の状況及び今後の支払予定も確認している。その中で、内部監査人は管理部経理課に保管されていた偽造された支払予定表も確認していたが、ともに甲社及び乙社の社印が押印されており、内部監査において書類の真偽を見分けるのは難しく、内部監査の手続きの中で本件不正行為を検出できたとは言い難い。

(8) 類似事象の有無についての全社調査

全営業担当者に対し平成27年2月末の売掛金残高の内容について、書面による調査を行った。また、書面調査ののち追加調査が必要なものに関してはヒアリングを実施した。その結果、本件不正行為以外に類似の不正行為は確認できなかった。

日創プロニティでは、販売管理システムにおける営業担当者の権限は閲覧のみであり、データ操作を行うことが出来ないため、本件不正行為以外に類似の不正行為が実行されていれば、売掛金残高の内容に辻褄が合わない数字が現れる。したがって、本調査により、本件不正行為以外に類似の不正行為はないと判断した。

3 本件不正行為が発生するに至った問題点

(1) 受注業務

① 注文書の偽造

日創プロニティでは、注文書がある案件に関しては注文請書の発行を行っていなかった。そのため、注文書の偽造が行われると、本件不正行為を発見することが困難となった。

② 注文書の取得

日創プロニティでは、取引先に対し注文書の原本を求めていなかった。また、本社以外の営業所の営業担当者に原本が届いている場合においても、原本の提出を義務付けていなかった。そのため、注文書が不鮮明であっても受理しており、画像の切り貼りを行っても容易には発見できない状況であった。

(2) 請求業務

本件不正行為では、Aが請求処理を担当する営業管理課担当者に連絡し請求書の直接送付の停止を依頼している。日創プロニティでは、請求書の直接送付を義務付けていないが、直接送付している請求書を営業担当経由で取引先に提出することはイレギュラーな対応であるため、本来であれば営業管理課担当者が上司である営業管理課長に報告すべきところであるが、営業管理課担当者は、社歴が長く営業管理課の業務の流れを最も把握しており、営業管理課長も担当業務を一任する形を取っていたため、イレギュラーな対応であっても報告はしていなかった。

(3) 滞留債権管理業務

日創プロニティでは、滞留債権の管理を管理部経理課で行っており、営業管理課は関与していない。しかし、管理部経理課では案件の詳細を把握していないため、滞留債権がどの案件のものであるかを把握出来ていなかった。

また、滞留債権の内容において、最近の売掛金は入金されているにもかかわらず、過去の売掛金が未回収となっている取引先が発生していたが、管理部経理課ではその案件詳細までは把握しておらず、取引先への確認をAに一任していた。

4 再発防止策についての提言

(1) 内部統制の強化

① 注文書の取得と注文請書の発行

日創プロニティでは、注文書の取得を徹底しておらず、注文書による受注の他、口頭受注も行われている。また、注文請書の発行は取引先からの要請があったもの及び口頭受注に関するものに限定されている。本件不正行為では、新規取引先の案件を乙社の案件として偽装した注文書や取引先未承認のまま注文書が偽造されている。この不正は注文請書を提出していれば容易に判明していた可能性もある。したがって、本件不正行為を防ぐために、全ての取引先から注文書入手することとし、それに対して注文請書の発行を行う必要があると考える。

② 請求書の直接送付の徹底

日創プロニティでは、取引先へ請求書の直接送付を義務付けていない。本件不正行為では、直接送付の停止を依頼し、請求書を偽造していた。この不正は、直接送付さえ行われていれば、まだ早い段階で判明していた可能性がある。したがって、本件不正行為を防ぐために、請求書の直接送付を徹底する必要があると考える。

③ 売掛金の滞留債権管理強化

日創プロニティでは、滞留債権管理において、担当する管理部経理課が滞留債権の内容について案件の詳細を把握出来ておらず、総括的な管理を行っていた。したがって、本件不正行為を防ぐために、滞留債権の内容について案件詳細まで把握している営業管理課も関与し、売掛金は回収条件に基づいて回収が行われているか、また、直近の売掛金は入金されているにもかかわらず、過去のもの未回収になり、長期滞留となっていないか等に留意して管理を強化すること、また、値引き、相殺等については上司の承認を受けるということを徹底する必要があると考える。

④ 業務分担の見直し

本件不正行為は、営業管理課において、販売管理システムにおける一部の業務を社歴の長い社員に一任していたことも要因の一つである。したがって、本件不正行為を防ぐために、適切な業務分担を決めて、属人的な業務の見直しを実施する必要があると考える。

(2) コンプライアンス教育の定期的な開催

日創プロニティでは、コンプライアンス規程を設けているが、徹底・浸透の面では不十分であると考えられる。従業員が増えていく中で、全ての従業員が高いコンプライアンス意識で働くのは難しいため、企業がそのような場を設け、コンプライアンス教育を率先して行ってい

くことが望ましいと考える。

(3) セキュリティシステムの導入

日創プロニティでは、データの持ち出しやインターネットの接続に関しては制限を設けていないため、セキュリティシステムの導入は必要であると考ええる。

(4) 内部通報制度の周知徹底

日創プロニティでは、内部通報制度運用規程を設けているが、徹底・浸透の面では不十分であると考ええる。内部通報制度は、コンプライアンス違反を把握するためにも有効な制度である。そのため、コンプライアンス意識の徹底と併せて、内部通報制度の周知徹底をはかり、不正を許さない企業風土の構築が必要であると考ええる。

以上